第25期定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

企業集団の現況に関する事項のうち以下の項目
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・従業員の状況
- ・主要な借入先の状況
- ・その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式に関する事項
新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
会社の体制および方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

株式会社 エスケーエレクトロニクス

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

企業集団の現況に関する事項

1．主要な事業内容

当社グループは、以下の内容を主要な事業としております。

大型フォトマスク事業	大型フォトマスクの設計・製造・販売
ソリューション事業	ＲＦＩＤ製品、ヘルスケア製品の設計・製造・販売
スクリーンマスク・メタルマスク事業	スクリーンマスク・メタルマスクの製造・販売

2．主要な事業所

株式会社 エスケーエレクトロニクス	本　　社	京都市上京区東堀川通リ一条上ル竪富田町436番地の２
	京 都 工 場	京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城62番地１
	滋 賀 工 場	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘38番
頂正科技股份有限公司	本 社 工 場	南部科學園區台南市善化區環東路２段45號
	台 北 支 社	台北市中山區中山北路二段96號N517室（嘉新第二大楼）
SKE KOREA CO.,LTD.	本　　社	忠清南道天安市西北区東西大路129-12番地５階505号
愛史科電子貿易（上海）有限公司	本　　社	上海市長寧区古北路666号 嘉麒大厦2203Ｂ号室
アサヒテック株式会社	本　　社	愛知県瀬戸市日の出町１

3．従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
445名	８名増	42.1歳	11.9年

（注）従業員数には、臨時従業員156名（期中平均雇用人員）は含んでおりません。

4．主要な借入先の状況

該当事項はありません。

5．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式に関する事項

1．発行可能株式総数　32,760,000株
2．発行済株式の総数　11,368,400株
3．株主数　13,017名
4．大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社写真化学	733,200	6.96
株式会社ニコン	568,400	5.39
株式会社京都銀行	356,200	3.38
株式会社ＳＣＲＥＥＮホールディングス	315,000	2.99
石田昌徳	311,400	2.95
石田敬輔	309,100	2.93
株式会社石田産業	277,400	2.63
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	251,200	2.38
日本生命保険相互会社	226,100	2.14
京銀リース株式会社	221,200	2.10

(注) 1. 当社は、自己株式 837,793株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式133,700株は含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	12,637	1名

6．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称
　ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	26,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

（注）1. 上記報酬等の額は、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別することができないため、その合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。
3. 当社の連結子会社である頂正科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務）の内容
　該当事項はありません。

4．責任限定契約の内容の概要
　該当事項はありません。

5．補償契約の内容の概要
　該当事項はありません。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針
　監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
　また、監査等委員会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

7．連結子会社の会計監査人に関する事項
　頂正科技股份有限公司の会計監査人　勤業衆信聯合会計師事務所

会社の体制および方針

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化を図るため、コンプライアンス委員会や内部統制・コンプライアンス推進グループを設置するなど、組織体制の整備を行っております。また、「エスケーエレクトロニクス行動規範」や公益通報者保護法に基づく「内部通報保護規程」を制定するなど、取締役および社員が法令や定款、社内の諸規程等を遵守するための体制を整備しております。

これらの体制に基づく業務執行の状況を確認するため、監査等委員会および監査室は、当社が定める「監査等委員会規則」および「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性や妥当性、効率性を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」および「機密情報管理規程」を制定し、これらの規程に基づき取締役会議事録、稟議書、その他重要な取締役の職務執行に係る情報を適正に保存および管理しております。なお、取締役および監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、経営危機の現実化を未然に防止するため、リスク管理委員会において、リスクの所在・種類等を把握し、組織横断的な管理体制を推進しております。また、経営危機発生時においては、同規程に基づき対応を行います。

なお、経営危機管理の一環として、当社事業所が所在する各地域で突発的な重大災害事故等が発生した場合に備え、事業継続のための「事業継続計画（ＢＣＰ)」を策定し、緊急時の体制を整備しております。

また、対外的なリスクに関しては、顧問弁護士等と十分相談のうえ対応しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営理念」に基づき、全社的な目標として中期経営計画を策定し、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標を定め、かつ社員一人ひとりの業務目標の管理を行うことで、効率的な業務運営の実施を図っております。また、毎月の取締役会において、業務の報告を行い、目標管理を行っております。

職務の執行に関しては、「職務分掌規程」や「職務権限規程」を制定し、これらの社内規程に基づき、適時的確な意思決定を図っております。特に全社的に影響を及ぼす重要事項については、取締役会の前に経営会議にて審議し、多面的な検討を行い、慎重に判断する体制をとっております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、関係会社の自主性を尊重しつつも、当該関係会社が重要事項の決定を行う際には、当社の承認、協議、報告を要することとしております。

また、関係会社の主要ポストには、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）や社員を派遣し、適宜、当社取締役会等に対して経営状況の報告を義務付ける他、定期的に当社監査等委員会および監査室による関係会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正化を図っております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この項において同じ。）および社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす重要事項、内部監査の実施状況、「内部通報保護規程」による内部通報の状況およびその内容を報告するものとしております。また、監査等委員会による各取締役および重要な社員への個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する体制をとっております。

② 取締役および社員ならびに「関係会社管理規程」に定める関係会社の役員および社員は、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社および関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、またはこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査等委員会に速やかに報告します。

当社または関係会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役および社員ならびに関係会社の役員および社員に周知徹底いたします。

③ 監査等委員会を補助すべき体制については、監査等委員会からの要請があり次第、監査等委員会の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査等委員会の同意を要することとしております。

④ 監査等委員が正当な職務執行のため当社に対し費用の前払、償還、もしくは債務の処理を請求した場合、「経理規程」に基づき公正かつ適正にこれらを処理いたします。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。

また、反社会的勢力に対する対応は、管理本部が統括し、弁護士、所轄警察署や関連団体との連携を図り、社内体制の整備強化を推進しております。

2．当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行について

当事業年度においては、13回の取締役会を開催し、経営方針、経営戦略に係る重要事項の決定、各取締役の職務執行状況についてのモニタリングを行いました。具体的には、経営計画、重要な設備投資、各事業部門の業績検証、資本効率に関する検証等を行っております。

また、コンプライアンス委員会を８回開催し、当社のコンプライアンスを推進するうえでの課題の把握とその改善を行っております。なお、コンプライアンスの啓発活動として、コンプライアンス研修を実施しており、当事業年度においては、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）および特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス保護法)、情報セキュリティ、インサイダー取引防止に関する研修を実施しております。

その他、サステナビリティ委員会を８回開催し、サステナビリティに関する課題への取り組みを推進しております。当事業年度においては、温室効果ガス排出量の第三者検証等に関する検討を実施しております。

(2) 損失の危険の管理について

リスク管理委員会を９回開催し、事業運営上のリスクの洗出しやその防止策の検討を行っております。当事業年度においては、生成AI活用にかかる情報セキュリティリスク、労働基準法改正への対応等に関する検討を実施しております。

(3) 関係会社管理について

毎月開催する取締役会および経営会議において、関係会社より業績その他の業務執行状況について報告を受けるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、経営戦略、重要な設備投資に係る事項について決定を行っております。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員は、取締役会への出席、毎月開催する経営会議への常勤監査等委員の出席等を通じて業務執行の報告を受けるとともに、内部監査部門との連携による内部統制の有効性に関する検証、会計監査人との連携による財務報告の適切性の検証を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年10月１日から2026年９月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年10月1日残高	4,109,722	4,277,483	23,524,064	△1,185,999	30,725,270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,368,978		△1,368,978
親会社株主に帰属する当期純利益			3,069,475		3,069,475
自己株式の処分				28,653	28,653
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	1,700,496	28,653	1,729,150
2026年9月30日残高	4,109,722	4,277,483	25,224,560	△1,157,345	32,454,420

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
2025年10月1日残高	755,065	3,107,959	2,630	3,865,655	34,590,925
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,368,978
親会社株主に帰属する当期純利益					3,069,475
自己株式の処分					28,653
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	829,349	185,169	25,714	1,040,233	1,040,233
連結会計年度中の変動額合計	829,349	185,169	25,714	1,040,233	2,769,384
2026年9月30日残高	1,584,415	3,293,129	28,345	4,905,889	37,360,310

連　結　注　記　表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の名称等

連結子会社は、頂正科技股份有限公司、SKE KOREA CO.,LTD.、愛史科電子貿易（上海）有限公司、アサヒテック株式会社の４社であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、上海愛史科商貿有限公司、Asahitec America Corporation、Asahitec Stencils Pvt., Ltd.であります。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

前項１（2）の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛史科電子貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日、アサヒテック株式会社の決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等　総平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務

時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品　月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　当社は機械装置については定額法、その他の資産については定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。
また、連結子会社は主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　15～38年
機械装置及び運搬具　10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　当社および連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。顧客関連資産については、その効果の発現する期間（10年）に基づいております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　当社および連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金　　株式交付信託による役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは大型フォトマスクの設計・製造・販売を主な事業内容とし、国内取引については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。海外取引については、国際規則に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転したときに収益を認識しております。なお、顧客との合意に基づく支払条件により支払を受けております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約

ヘッジ対象　外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額の表示　　千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「受取保険料」（当連結会計年度975千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　20,348千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、繰延税金資産は将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収可能性が認められる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

今後、課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合、回収可能性が認められる繰延税金資産の金額が変動する結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社グループが保有する大型フォトマスク事業に係る機械装置について、従来は耐用年数を５年として減価償却を行ってまいりました。しかしながら、装置性能の向上に加え、フラットパネルディスプレー市場における高精細化・高機能化が一定の水準に達していることを背景に、今後の技術革新の速度は緩やかになると当連結会計年度において判断いたしました。これを踏まえ、当該機械装置の稼働状況を検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間の乖離が生じることから、当連結会計年度の期首より耐用年数を10年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,957,545千円増加しております。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　55,342,402千円

2. 担保資産

担保に供している資産

建物及び構築物	928,800千円
土地	427,400千円
投資その他の資産　その他（長期預金）	97,121千円
計	1,453,321千円

（注）当連結会計年度末において対応する債務はありません。

Ⅵ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株　式　の　種　類	当連結会計年度期首	増　　加	減　　少	当連結会計年度末
普通株式	11,368,400株	―株	―株	11,368,400株

2. 自己株式に関する事項

株　式　の　種　類	当連結会計年度期首	増　　加	減　　少	当連結会計年度末
普通株式	984,193株	―株	12,700株	971,493株

役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首146,400株、当連結会計年度末133,700株）が自己株式に含まれております。

（変動事由の概要）

自己株式の普通株式の増減数の内訳は以下のとおりであります。

役員向け株式報酬制度に係る取締役の退任による減少　12,700株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり 配　当　額	基　準　日	効　力 発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	1,368,978千円	130円	2025年 ９月30日	2025年 12月22日

配当金の総額には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式146,400株に対する配当金19,032千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり 配　当　額	基　準　日	効　力 発生日
2026年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,600,652千円	152円	2026年 ９月30日	2026年 12月21日

配当金の総額には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式133,700株に対する配当金20,322千円が含まれております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を主に安全性の高い金融資産で運用しております。短期的な運転資金については銀行借入により調達しており、設備購入資金については設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、主に顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、４ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、「Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引相手ごとに期日および残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、通貨別に為替の変動リスクを把握し、そのリスクの程度に応じて随時決済方法を検討し、実施しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の基本方針や範囲、運用管理体制等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注)参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券			
その他有価証券	2,348,593	2,348,593	―
資　産　計	2,348,593	2,348,593	―
デリバティブ取引（※）	41,319	41,319	―

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(　)で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	300,412
関係会社出資金 （投資その他の資産「その他」）	76,581

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価に分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,348,593	—	—	2,348,593
デリバティブ取引				
通貨関連	—	41,319	—	41,319
資　産　計	2,348,593	41,319	—	2,389,913

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、為替レート等の観察可能なインプットに基づいて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

		報告セグメント			合計
		大型フォトマスク事業	ソリューション事業	スクリーンマスク・メタルマスク事業	
日本		1,067,320	116,215	796,669	1,980,204
海外	中国	16,493,570	2,371	4,404	16,500,346
	台湾	4,484,419	—	4,089	4,488,508
	韓国	4,864,310	—	—	4,864,310
	その他	—	—	28,951	28,951
海外		25,842,300	2,371	37,445	25,882,116
顧客との契約から生じる収益		26,909,620	118,586	834,114	27,862,321
外部顧客への売上高		26,909,620	118,586	834,114	27,862,321

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権	8,739,096	7,283,131
契約負債	―	247

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　3,593円41銭
2. １株当たり当期純利益　295円36銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度133,700株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度138,217株）。

Ⅹ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

(2026年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**15,099,902**	**流動負債**	**5,726,947**
現金及び預金	5,353,370	電子記録債務	1,082,852
電子記録債権	4,433	買掛金	1,937,747
売掛金	4,998,875	未払金	460,491
商品及び製品	203,056	未払費用	569,688
仕掛品	247,024	未払法人税等	522,500
原材料及び貯蔵品	2,665,583	預り金	75,231
前払費用	83,986	役員賞与引当金	60,944
その他	1,545,272	その他	1,017,491
貸倒引当金	△1,700	**固定負債**	**391,898**
固定資産	**22,438,433**	繰延税金負債	180,106
有形固定資産	**13,871,595**	役員株式給付引当金	183,939
建物	2,358,149	その他	27,852
構築物	36,786	**負債合計**	**6,118,845**
機械及び装置	8,602,081	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	100,062	**株主資本**	**29,806,729**
土地	1,667,702	**資本金**	**4,109,722**
建設仮勘定	1,106,813	**資本剰余金**	**4,521,449**
無形固定資産	**100,087**	資本準備金	4,335,413
ソフトウェア	86,502	その他資本剰余金	186,035
その他	13,584	**利益剰余金**	**22,332,903**
投資その他の資産	**8,466,751**	利益準備金	21,500
投資有価証券	2,378,564	その他利益剰余金	22,311,403
関係会社株式	5,814,675	別途積立金	9,900,000
関係会社出資金	100,000	繰越利益剰余金	12,411,403
その他	183,511	**自己株式**	**△1,157,345**
貸倒引当金	△10,000	**評価・換算差額等**	**1,612,760**
		その他有価証券評価差額金	**1,584,415**
		繰延ヘッジ損益	**28,345**
		純資産合計	**31,419,490**
資産合計	**37,538,336**	**負債及び純資産合計**	**37,538,336**

損　益　計　算　書

（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**19,004,070**
売上原価		**14,550,582**
売上総利益		**4,453,488**
販売費及び一般管理費		**2,411,996**
営業利益		**2,041,492**
営業外収益		
受取配当金	1,442,709	
不動産賃貸料	33,918	
技術指導料	21,583	
為替差益	108,724	
その他	50,829	1,657,765
営業外費用		
不動産賃貸原価	11,801	
関係会社貸倒引当金繰入額	10,000	
その他	1,125	22,927
経常利益		**3,676,330**
特別損失		
固定資産除却損	8,103	
関係会社株式評価損	28,000	36,103
税引前当期純利益		**3,640,226**
法人税、住民税及び事業税	932,832	
法人税等調整額	△89,269	843,563
当期純利益		**2,796,663**

株主資本等変動計算書

(2025年10月１日から2026年９月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年10月１日残高	4,109,722	4,335,413	186,035	4,521,449
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―
2026年９月30日残高	4,109,722	4,335,413	186,035	4,521,449

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年10月１日残高	21,500	9,900,000	10,983,719	20,905,219
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△1,368,978	△1,368,978
当期純利益			2,796,663	2,796,663
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	1,427,684	1,427,684
2026年９月30日残高	21,500	9,900,000	12,411,403	22,332,903

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2025年10月１日残高	△1,185,999	28,350,391	755,065	2,630	757,696	29,108,087
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,368,978				△1,368,978
当期純利益		2,796,663				2,796,663
自己株式の処分	28,653	28,653				28,653
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			829,349	25,714	855,064	855,064
事業年度中の変動額合計	28,653	1,456,338	829,349	25,714	855,064	2,311,402
2026年９月30日残高	△1,157,345	29,806,729	1,584,415	28,345	1,612,760	31,419,490

個 別 注 記 表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金　　総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等　　総平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の評価基準および評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品　　月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　　機械装置については定額法、その他の資産については定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～38年

機械及び装置　10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金　　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員株式給付引当金　　株式交付信託による役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は大型フォトマスクの設計・製造・販売を主な事業内容とし、国内取引については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。海外取引については、国際規則に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転したときに収益を認識しております。なお、顧客との合意に基づく支払条件により支払を受けております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約

ヘッジ対象　外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

9. その他計算書類作成のための重要な事項

記載金額の表示　　千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（△は繰延税金負債）　　△180,106千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、繰延税金資産は将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収可能性が認められる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

今後、課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合、回収可能性が認められる繰延税金資産の金額が変動する結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社が保有する大型フォトマスク事業に係る機械装置について、従来は耐用年数を５年として減価償却を行ってまいりました。しかしながら、装置性能の向上に加え、フラットパネルディスプレー市場における高精細化・高機能化が一定の水準に達していることを背景に、今後の技術革新の速度は緩やかになると当事業年度において判断いたしました。これを踏まえ、当該機械装置の稼働状況を検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間の乖離が生じることから、当事業年度の期首より耐用年数を10年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,381,075千円増加しております。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	34,116,874千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	759,122千円
長期金銭債権	10,000千円
短期金銭債務	108,414千円
3. 担保資産	
担保に供している資産	
建物	778,372千円
構築物	7,580千円
土地	427,400千円
計	1,213,353千円

（注）当事業年度末において対応する債務はありません。

Ⅴ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	2,527,687千円
仕入高	50,898千円
その他の営業取引高	225,097千円
営業取引以外の取引高	61,626千円

Ⅵ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株　式　の　種　類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式	984,193株	―株	12,700株	971,493株

役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式（当事業年度期首146,400株、当事業年度末133,700株）が自己株式に含まれております。

（変動事由の概要）

自己株式の普通株式の増減数の内訳は以下のとおりであります。

役員向け株式報酬制度に係る取締役の退任による減少　　12,700株

Ⅶ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	142,496千円
未払事業税	33,095千円
棚卸資産評価損	124,540千円
貯蔵品	118,804千円
減価償却費	187,256千円
投資有価証券評価損	20,381千円
役員株式給付引当金	57,757千円
その他	37,810千円
繰延税金資産小計	722,142千円
評価性引当額	△193,757千円
繰延税金資産合計	528,385千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△695,517千円
その他	△12,974千円
繰延税金負債合計	△708,491千円
繰延税金資産の純額（△は繰延税金負債の純額）	△180,106千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	事業年度末残高
子会社	頂正科技股份有限公司	（所有）直接100%	販売等 役員の兼任	販売	2,280,265千円	売掛金	719,503千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

販売につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	事業年度末残高
役員及びその近親者	石田敬輔	（被所有）直接2.93%	当社最高顧問	顧問報酬	16,363千円	―	―千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

石田敬輔は当社の取締役会長・取締役相談役として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、知見、幅広い人脈等をもとに、当社に対して助言指導を行っております。顧問報酬額については、当社取締役会において決定しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表　Ⅷ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

Ⅹ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　3,022円00銭
2. 1株当たり当期純利益　269円11銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております（当事業年度133,700株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度138,217株）。

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月9日

株式会社エスケーエレクトロニクス
取　締　役　会　　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮　脇　亮　一
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　川　喜　一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケーエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月9日

株式会社エスケーエレクトロニクス
取　締　役　会　　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　脇　亮　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　川　喜　一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2025年10月1日から2026年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は2025年10月１日から2026年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室（内部監査グループ、内部統制・コンプライアンス推進グループ）及びその他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月９日

株式会社エスケーエレクトロニクス　監査等委員会

常勤監査等委員	前　野　隆　一　㊞
監 査 等 委 員	中　野　雄　介　㊞
監 査 等 委 員	佐々木　真一郎　㊞
監 査 等 委 員	立　石　知　雄　㊞
監 査 等 委 員	神　服　佐知子　㊞

(注)　監査等委員中野雄介、佐々木真一郎、立石知雄及び神服佐知子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上